

まちの未来に、想いを遺そう。

まちの未来に、想いを遺そう。



あなたや大切な人の想い、生きた証を
あなたの地域の活動に遺す

-遺贈・相続財産・御香典でのご寄付のご案内-



特定非営利活動法人 **しみん基金・こうべ**

〒651-0095
神戸市中央区旭通 1-1-1-203 (サンピア2F)
TEL : 078 (230) 9774 FAX : 078 (230) 9786
E-mail : kikin@stylebuilt.co.jp
Web : <http://www.stylebuilt.co.jp/kikin/>



特定非営利活動法人 しみん基金・こうべ

あなたのまちの未来に、 あなたの想い、 生きた証を遺すために。

多様化する社会で、
自分らしい人生を送り、
最後に遺贈寄付という
社会貢献を考える方が増えています。

あなたやあなたの大切な人の想い、
生きた証が未来を変える種となる
遺贈寄付をお考えいただけませんか。

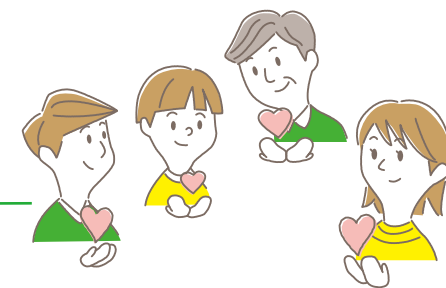


認定 NPO 法人へのご寄付に対しては、個人からでも法人からでも、税制上の優遇があります。寄付税制（特に個人からの寄附金税額控除）は、「自分の税金の使い道を自分で決められる」という側面を持っています。寄付者が公共を支える資金の流れを大きく変えていく、いわば「未来の社会の選択」です。

※NPO 法人と特定非営利活動法人は同じ法人格です。

市民が自ら支え合う市民社会へ

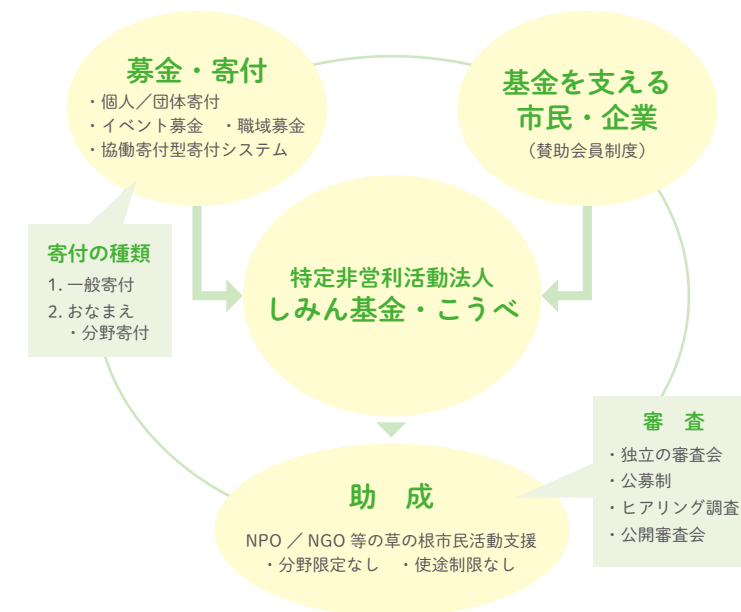
-しみん基金・こうべについて-



しみん基金・こうべの活動にご関心をお寄せくださり、

ありがとうございます。

しみん基金・こうべは、市民の手でつくる市民のための基金です。阪神・淡路大震災をきっかけに設立され、地域を愛する多くの市民・団体・企業等が自発的に寄付という形で資金を提供しあうことで基金を形成しました。阪神・淡路大震災時の被災 10 市 10 町で活動する草の根の団体に対して、オープンで自律的なルールによって助成金を拠出する地域密着のコミュニティファンドです。



地域の市民活動団体へ、

市民に開かれた独自の助成事業を毎年展開しています。

是非一度公開審査会をご見学にお越しください。どなたでもご自由にご見学いただける助成金配分のための審査会です。普段から支え合い、助け合う市民社会づくりにご支援・ご協力いただきますよう、ご検討よろしくお願いいたします。

助成事業スケジュール



しみん基金・こうべ 役員一覧

理事長 戒正晴

戒・太田法律事務所 弁護士

副理事長 村井 雅清

被災地 NGO 協働センター 顧問

専務理事 瀬戸ロ 仁三郎

株式会社築港 代表取締役社長

常務理事 野崎 隆一

特定非営利活動法人神戸まちづくり研究所 理事長

理事 渥美 公秀

大阪大学・大学院人間科学研究科 教授

理事 伴智代

生活協同組合コープこうべ 理事

理事 奥井 秀樹

奥井電機株式会社 代表取締役社長

理事 飛田 雄一

公益財団法人神戸学生青年センター 理事長

理事 福原 敏晃

有限会社ボック 代表取締役

理事 室崎 益輝

兵庫県立大学大学院 減災復興研究科長

理事 吉本 悦

神戸コンサルティングブレーン株式会社 代表取締役

理事 藤井 英映

株式会社夢舞台 代表取締役社長

理事 松田 幸治

株式会社 MANIX 代表取締役

理事 関本 英恵

ろっこう医療生活協同組合 職員

監事 濱西 敏郎

濱西税理士事務所 税理士

監事 森田 拓也

特定非営利活動法人オール・アバウト・サイエンス・ジャパン監事

顧問 竹下 景子

女優

顧問 新野 幸次郎

前 公益財団法人神戸都市問題研究所 理事長

顧問 柳田 邦男

ノンフィクション作家



しみん基金・こうべは認定NPO法人です。

遺贈のご寄付

遺言に基づいて、特定の個人や団体にご自身の財産の一部または全部を譲り渡すことを「遺贈」といいます。遺言書で、しみん基金・こうべを受取人にご指定いただくことで、ご資産をあなたの地域のための草の根の活動に役立てることができます。毎年 10 月に開催している公開での審査会で、公募により集まった市民活動団体によるプレゼンテーション後、外部審査員による公開の投票によって助成先を決定します。

※ 助成までの詳しい流れは、P5をご覧ください。



公開審査会の様子

寄付の種類

一般寄付	いくらからでもご寄付頂けます。
おなまえ・分野寄付	寄付者のお名前や好きな言葉など基金名にし、分野を指定してご寄付頂けます。(10万円から) ※公募による公開審査会を実施する場合は 100 万円から

※ 寄付先となる対象は、原則として市民活動団体のみです。

まずはお気軽にご相談ください。

おなまえ・分野寄付の例(●●にはお名前や好きな言葉などが入ります)



【●●こども支援基金】



【●●どうぶつ愛護基金】



【●●多文化共生基金】



【●●被災地支援基金】

当基金へ遺贈いただいた財産には、相続税が課税されません。

遺言書の種類

遺言書のうち、一般的には「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」があります。「自筆証書遺言」は、ご自身で作成するため手軽ですが、形式の不備等により無効になるリスクがあります。一方「公正証書遺言」は公証人により作成されるため、形式の不備による無効や、紛失等のリスクがなく、ご遺志に沿った相続・遺贈を実現できます。公正証書遺言の作成は、決して難しいことではありません。確実にご遺志を実現するためには、公正証書遺言を作成されることをお勧めいたします。

・遺贈先の正式名称として、「特定非営利活動法人しみん基金・こうべ」とご記載ください。

・不動産・株式は現物のままではお受けできない場合があります。事前にご相談ください。

相続財産のご寄付

故人のご遺志を受け継ぎ、大切な財産を、全国の災害被災地での支援活動や、兵庫県下*の故人の愛した地域での市民活動に活かすことができます。

※ おなまえ・分野寄付の場合



当基金へご寄付いただいた財産には、相続税が課税されません。

当基金は認定 NPO 法人のため、相続税の申告期限内に次の手続きをすることで、ご寄付いただいた財産（現金）には相続税が課税されません。

1.相続の開始

ご逝去後、相続の開始～遺言の確認、ご遺族での相談。当会へのご寄付の意向のご連絡。

2.10ヶ月以内にご寄付

当会より振込先口座や詳しい手続きをご案内いたします。領収書等の宛名名義について、ご確認いただきます。(領収書はご遺族の名義とすることも可能です。)

3.領収書の送付

ご寄付を受領後、領収書を発行いたしますので、相続税の申告時に添付してください。

4.相続税の申告

相続税の申告期限内*に申告手続きを行ってください。申告期限内に現金で寄付をされた場合に、その分が非課税となります。* 相続開始から 10 ヶ月以内

御香典・御花料のご寄付

御香典や御花料をご寄付頂き、みなさまが故人によせられたお気持ちを活かします。故人に寄せられた御香典や御花料のお返しに代えて、当基金へご寄付頂くことにより、故人のご遺志や会葬者のみなさまの個人へのお気持ちを分かち合い、地域のための草の根の活動に活かすことができます。ご要望に応じて、会葬者の方々へのお礼状の文面をお渡しいたします。



拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
先般 亡母○○ ○○の葬儀に際しましては、ご多忙中にもかかわらずご鄭重なる御厚志を賜り心より厚くお礼申し上げます。
おかげさまで本日葬儀を滞りなく済ませることができました。
皆さまから頂戴した御厚志につきましては、故人が愛した地域で汗を流す草の根の活動を支援する特定非営利活動法人しみん基金・こうべに寄付いたしましたこと、甚だ勝手ながら何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。
早速拝趨の上お礼申し上げます。略儀ながら書中をもちましてお礼申し上げます。

令和○年○月○日

喪主 ○○○○
親族一同 ○○○○

敬具

お礼状の文面例

ご寄付の流れ

相談・説明・手続き

遺言書のご準備には、弁護士等の専門家にご相談されることをお勧めしておりますが、まず当基金で、お話をお伺いしながら、ご遺志を確実に実現するための注意点のご説明や、ご寄付の使われ方などについてのご質問にお答えいたします。専門家にお心当たりがない場合はご紹介も可能です。お気軽にご相談ください。



一般寄付

【●●こども支援基金】

【●●どうぶつ愛護基金】

おなまえ・分野寄付: **ご希望の基金名や、助成分野を決める(10万円から)**

【●●多文化共生基金】

【●●被災地支援基金】

※●●にはお名前や好きな言葉などが入ります。

公開審査会

毎年10月に開催している公開での審査会で、公募により集まった市民活動団体によるプレゼンテーション後、外部審査員による公開の投票によって助成先を決定します。
※ おなまえ・分野寄付の場合、公開審査会で助成先を決定するのは、100万円以上の基金となります。



審査員一覧

審査員長 津久井 進

弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所

審査員 相川 康子

特定非営利活動法人 NPO 政策研究所

審査員 石田 祐

宮城大学

審査員 岡野 亜紀子

公益財団法人神戸市民文化振興財団ほか

審査員 河口 紅

特定非営利活動法人さんびいす

審査員 辻 幸志

特定非営利活動法人こうベユースネット

審査員 背本 郁

あじさい基金、特定非営利活動法人神戸の冬を支える会

審査員 藤本 真里

兵庫県立大学自然・環境科学研究所

審査員 本荘 雄一

兵庫県立大学

審査員 森崎 清登

近畿タクシー株式会社

審査員 山田 剛司

社会福祉法人えんびつの家

審査員 脇田 顕辞

毎日新聞神戸支局

助 成 助成を受けることが適正と判断された団体に助成します。

活 動

ご資産を被災地支援やあなたの地域のための草の根の活動に役立てることができます。



黒田裕子賞のご紹介

平成26年9月に当基金前理事長の黒田裕子が逝去し、その年の12月に神戸で「黒田裕子さんを偲ぶ会（以下「偲ぶ会」）が開催されました。そこでは600人を超える人々とともに黒田裕子さんとの別れを惜しみました。その折多くの皆様からお預かりしたご厚志からこの日の開催経費を引いたところ、約150万円の残金が発生しました。

その後「偲ぶ会」実行委員会では、この残金の扱いについて協議され、市民のために使って頂くことが望ましいという結論になり、平成28年2月に当基金にご寄付いただきましたので、黒田裕子さんの意思を引き継ぎ、その実績や功績に見合った活動を行っている団体又は個人を「黒田裕子賞」という形で毎年1団体（もしくは個人）に表彰することになりました。

黒田 裕子

阪神・淡路大震災発生後、宝塚の市立病院副総看護婦長を退職し、被災地支援に奔走するようになり、災害看護実践者の先駆者となった、当基金前理事長。



まずはお気軽にご相談ください

遺言書のご準備には、弁護士等の専門家にご相談されることをお勧めしておりますが、まず当基金で、お話をお伺いしながら、ご遺志を確実に実現するための注意点のご説明や、ご寄付の使われ方などについてのご質問にお答えいたします。専門家にお心当たりがない場合はご紹介も可能です。お気軽にご相談ください。



黒田裕子賞贈呈式新聞記事：2017年10月27日(土) 朝日新聞